

第八十回 参議院 文教委員会 會議録 第十三号

昭和五十二年四月二十六日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

佐藤 信二君

永野 厳雄君

福井 勇君

久保 亘君

安永 英雄君

赤桐 操君

粕谷 照美君

四月二十五日

辞任

小野 明君

宮之原貞光君

四月二十六日

辞任

小柳 勇君

補欠選任

久保田藤麿君

志村 愛子君

内藤三郎君

宮之原貞光君

鈴木美枝子君

秋山 長造君

小野 明君

補欠選任

安永 英雄君

小柳 勇君

補欠選任

宮之原貞光君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

宮崎 正雄君

中村 登美君

山崎 竜男君

松永 忠二君

小巻 敏雄君

山東 昭子君

高橋 登富君

小柳 勇君

安永 英雄君

内田 善利君

國務大臣

政府委員

文部大臣

文部大臣官房長

文部省体育局長

文部省管理局長

常任委員会専門員

説明員

文部省体育局長

校保健課長

海部 俊樹君

井内慶次郎君

柳川 覺治君

大丸 直君

嘉衛君

遠藤 丞君

本日の会議に付した案件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮崎正雄君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、久保亘君、安永英雄君、赤桐操君、粕谷照美君、佐藤信二君、永野厳雄君、福井勇君が委員を辞任され、その補欠として宮之原貞光君、鈴木美枝子君、秋山長造君、小野明君、久保田藤麿君、志村愛子君、内藤三郎君が、また昨二十五日、小野明君及び宮之原貞光君が委員を辞任され、その補欠として安永英雄君及び小柳勇君がそれぞれ選任されました。

○委員長(宮崎正雄君) 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。海部文部大臣。

○國務大臣(海部俊樹君) このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものでありますが、それ以後、本共済組合が行う給付については、国立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十一年度につき、国立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することといたしましたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十一年度の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十一年度以前の退職者について昭和五十二年四月分から増額することとしたしております。また、これらに伴い、旧私学恩給財団の年金についても相応の引き上げを行うこととしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十二年四月分から引き上げるとともに、六十歳以上の者等に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十二年八月分からさらに引き上げることとしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ三十四万円から三十六万円に引き上げるとともに、下限についても五万八千円から六万二千円に引き上げることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(宮崎正雄君) 以上で説明は終わりました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(宮崎正雄君) 次に、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○松永忠二君 労災とか、国公災、地公災の災害補償法の改正に準じて、今回、公立学校の学校医等の公務災害補償に関する法律の改正が出されたわけです。この法律の改正が提案されたのは、労災とか、国公災に比べて約一年ぐらいいくれているわけですが、実施の期日については同一のようでありまして、提案はどういうわけでしょうか、御指摘のとおり、一年

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、一年

のずれがあるわけですが、常勤の一般職の公務員につきましては適用を受けた後に、従来も、この公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する法律の制定時、その制度の成立を待って法制化した、立法化したという経緯もございます。一年おくれたという状況でございます。

○松永忠二君 この法律は、国家公務員の災害補償法の規定を準用するというようなふうに規定されているわけですが、したがって、議員立法ではあるけれども、別に期限をおくらずに提案をする必要はないと私は思う。たとえば恩給法の改正、それに準用して既定の地公災とか国公災とかあるいは私学共済を同時に国会へ提案されているわけです。片方がとれないから片方がぐあい悪いというわけじゃない。これはその通った結果を見て、というようにすることはあるべきではない、特に議員立法でもあるので。こういう法律は同時に提案されとくる性格のものだと思うんです。別に、一年もおくらずに提案する理由は何にもないと思うわけです。ひとつ今後はそういう点に注意してもらいたいと思いますが、まあそれは、議員立法の場合には、議員立法の改正なんかは国が積極的にやらない。むしろ議員の方で改正案を提案をしない限りは、相当不備でも待っているというのが実情。よほどのものでないと、議員提案を、国の方で改正案を何か出さないというような点がある、特にそういう点をお聞きをしたわけがあります。

それで、傷病補償の年金は実際にどんな程度になるんですか。金額的に一、二の例で言うとういうことになるんですか。

○政府委員(柳川覺治君) 手当の額につきましては、政令で公務員に準じた内容のものが決められるという段取りになってございますが、政令におきましては、支給要件をいたしまして、学校医等が公務上負傷し、または疾病にかかり、その疾病または廢疾にかかる療養の開始後一年六カ月を経過した日、または同日後においてなお治りません

で、その廢疾の程度がきわめて重い一級、あるいは重い二級、三級というような区分に応じまして、廢疾等級に該当するそれぞれの支給金額を定めることになっております。たとえば第一級の場合は、補償基準額に三・三三を乗じて得た額の支給金額の年金を支出するというたてまえになっております。第二級につきましては二・七七を乗ずる、また第三級につきましては補償基準額に二・四五を乗ずるといふ、そういう形で年金の支給をしていくというところでございます。具体的ある人を想定いたしました額の算出につきましては、課長の方から御説明をいたさせていただきます。

○説明員(遠藤丞君) 補償基準額につきましては政令で定めをいたしておるわけでございますが、国家公務員の常勤の医師である職員の給与等を勘案して補償基準額を定めるということになっております。まして、医師としての経験年数に応じて五年未満の場合には、補償基準額が現在二千八百八十円、二十五年以上の場合七千六百五十五円というものが補償基準額でございます。ただいま局長から御説明を申し上げました倍数を掛けて計算いたしますと、仮に二十五年以上の方でございまして、補償基準額の七千六百五十五円に三・三三を乗ずるといふことでございまして、約二百四十万円ほどの年金に相当するということになると思っております。

○松永忠二君 この公務災害の基準というのは一体どこを基準にしているんですか。やはり国家公務員の災害の公務災害の基準をそのまま準用しているんですか。新たに定めるのはこれ自身としては公務災害をどういふふうに規定するかということではない……この法律には政令もなし、それから補償額は法律の中に規定をされているようにですが、公務災害とはどういう災害を基準とするかという、その基準はどういふものを使っているんですか。

○政府委員(柳川覺治君) 国家公務員の場合に準じておりまして、政令で具体的にそれぞれの給付に該当する疾病の状態等を規定してあるわけでござ

います。たとえばだいたいの一級の年金の支給に当たりましては、負傷または疾病が治らないで労働することができず、かつ常時介護を受けることを必要とする状態というふうな状態の決りをしておるわけでございます。その面、それぞれに該当する給付の適用をしておるというふうな形で進めております。

○松永忠二君 補償額はいまさっき説明したようだから、別にいまおっしゃったとおりだけれども、公務災害であるかどうかという、どういう場合を公務災害の基準とするかというこの規定は、この場合には特別に政令がどういふ決めるかというわけでもないので、公務災害を、どういふ災害を公務災害だと見るといふその基準は、どれを使っているんですか、どこを使っているか判定をするんですか。

○政府委員(柳川覺治君) 公務上の負傷または疾病ということの認定でございますが、これに当たりますのは、まあ、一般に職務遂行責任の上に係る状態である、あるいは職務起因責任と申しますか、職務の遂行しておるその過程において職務上の原因によつて起こつた疾病であり傷病であるという、そういう一般的な状況認定のもとに、公務災害の認定がなされるということでございます。したがって、もっぱら個人に起因するということはない、それが、認定の上で問題でございますが、通常は、それぞれの職務についている間の疾病、障害につきましては、いま申しました職務起因あるいは職務遂行上という面からの認定をいたしておるということでございます。

○松永忠二君 それは、公務災害とはそういうものだけれども、どういふ……これが公務災害であるかどうかということについては、いろいろ起こつた場合に問題も起こるわけですが、この学校医の場合には、国家公務員の公務災害の基準をそのまま準用しているのか、それとも別に決まっているのか、全然そういうことは規定していないのか、これを聞いています。公務災害とは何かというところを聞いています。どういふ基

準を適用しているのか、そういうことをお聞きしているんです。

○政府委員(柳川覺治君) 国家公務員につきまして、補償の取り扱いにつきましては人事院で決められました認定基準がございまして、これに準拠して学校医の場合にも認定を行うという通達を出して指導をいたしておるということでございます。

○松永忠二君 そこで学校医の報酬ですが、これはここに後ろに資料が出ています。学校医の平均報酬額というのは小中高で出ていますね、歯科医とか薬剤師。地方交付税の中に積算をされている単価というのと比べてみると、いろいろ差があるようですね。何か地方交付税では、医師は七万七千円、薬剤師は六万六千円というふうに積算の基礎が決められている。それから積算の単位としては、たとえば県立高校の場合には、六百七十五人に対して医師が三人、薬剤師が一人、歯科医が一人。盲聾の場合には五人と一人。小中の場合には八百十人を単位として四人と一人。こういうふうに決めてあるわけですね。実際、そこに出てくる資料を見ると、小学校の場合には八万八千五百四十四円、それから歯科医の場合には七万七千六百三十四円、それから薬剤師の場合には三万五千四百四十円。そうすると、相当交付税に比べてみて持ち出しをしているというふうなことになるわけですね。こういう点については、あれなんです。この報酬の是正を地方交付税でやっても、そういう努力をしているんですか。もし要求として出しているとしたら、幾らにしてくれという要求を出しているんですか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、五十一年度の交付税の単価費用の積算におきましては、学校医七万七千円、学校歯科医七万七千円、学校薬剤師六万六千円の単価が見込まれておりますが、これにつきましては御指摘のとおり、実情の方が平均額が上回っているという実態でございますので、これに対応できるようにということで、自治省の方にお願ひしてまいりまして、現在五十二年度におきましての積算をいたしましては、ま

だ確定はいたしておりませんが、予定でございますが、学校医、学校歯科医一人当たり八万四千円、学校薬剤師一人当たり七万二千円の積算にしたいだけということの大体予定になってございます。が、なお、これでも現状との比較においてはやや低いという問題がございますが、一般職のベース改定が六割台のアップでございますが、それに比しまして、この五十二年度学校医等につきましては九・一割のアップを見込んでいたということ、それなりの理解ある措置をしていただいておりますが、まだ絶対額におきましてさらに今後努力すべき課題であるというように感じております。

○松永忠二君 ベースアップを基準にして単価を改めるというのは妥当じゃありませんね、もともが低いんだから。だから、やっぱりもう少し実情に沿うようにしないと持ち出しがある。この積算の数については、この実情はどうなんですか。実際とどういふような比較が出ているんですか。

○政府委員(柳川覺治君) いま先生御指摘のとおり、数の積算といたしましては、一校当たり、小学校で、標準規模十八学級八百十人の児童生徒の学校に對しまして学校医が三人、それから学校歯科医が一人、学校薬剤師一人という積算をしてございます。中学校につきましては、十五学級六百七十五人の標準の規模の学校に對しまして同様の数を積算し、高等学校につきまして、十五学級六百七十五人の標準の規模の学校に對しまして同数の積算をしておることでございます。

現実には学校医、学校歯科医が各学校に置かれております設置の状態につきましては、小学校で、学校医につきまして九割、学校歯科医につきまして九七・四割、学校薬剤師につきまして八九・二割というような状態でございまして、必ずしもそれぞれの学校に学校医が三人おるという状態がなお実現しておらないという面もございまして、この面につきましては、積算の方では三人の交付税の単位費用が見込まれておることでございます。

いますので、数の上ではむしろゆとりがあるのではないかと、実情との間に。という感じがいたします。

○松永忠二君 これは小学校についてだけちょっと聞いてみますが、小学校で積算の数で言うとなんになるんですか。それから実情、たとえば医師は何人あるか、比べてみればすぐ積算の数と配置の実数の数とが比較できるわけだから、どの程度一体足りないのか、あるいは過剰なのか、その点はそのトータルがわかっていけば、医師についてだけ——小中高校、ちよつとみてみてくださいます。

○政府委員(柳川覺治君) 小学校について申し上げますと、学校数が二万四千四百八十五校でございます。置かれております学校医の数が四万七千七百四十人、学校歯科医が二万六千八百八十一人、学校薬剤師が二万一千六百八十九人ということでございます。これを一学校当たりで換算いたしますと、小学校で学校医が一校当たり二・〇人、学校歯科医が一・一人、学校薬剤師が〇・九人というように設置状態でございます。

○松永忠二君 これはもう少しやっぱりしっかりした資料を用意して、これは文部大臣も、細かいことでありますけれども、学校の医者あるいは歯科医、薬剤師が国が決めた積算の数までいっていないということになると、やっぱりそれだけの予算は向こうへいっているわけでありまして、一応もつきやないけれども、単価はやや低いけれども、数は結局予定した数だけ配置されてないという実情がある。だからやっぱり保健という面からいえば、少なくとも地方交付税で積算した数くらいは配置できるようにやっぱり努力をしてもらわなければならぬ。非常に実情的な事柄ですけども、こういう努力をやはりする。それには少しこうきつと数が見えるようにしておいてもらいたいということですね。たとえば薬剤師なんか、外国なんかではなかなかかりっぱな部屋を持って、調合なんかもやっているし、薬品なんかも置いてある。私たちの国と比べてみて経済的に水

準の低い国でも、薬剤師なんかの部屋なんかについてなかなか整備されている。だから、いまでもこの交付税の積算というのは全く基礎のもので、これも満足に置いてないというようなことになると、やはりこれは足りないのだということになる。それと、それから単価については是正もしているわけですから、もう少し各学校に置くものについてどの程度やっぱり充実をしなければいかぬかということをやってもらわないと……これはいまお話を聞くと、やっぱり地方交付税で積算した数だけない。普通、調理師にしても栄養士にしても、みんな積算より多いわけですからね。学校医の方は逆に少ない。しかも、学校医の負担が非常に重いというふうな気持ちもあるわけですから、これはもう少しやっぱり適確な努力をしてみよう必要があると思っております。

それからもう一つ、いま報酬の話も出ましたが、実は報酬のうんと低いところがあるわけですね。これは日本学校歯科医師会長あたりの連名で文部大臣あたりに要望書が出ている。これあたりで見ると、徳島県では平均すると一万七千円から五万七千円、高知県では一万四千円から八万円だということなんです。愛媛は基本給が五千円プラス児童数掛ける三十円なんというのがありますね。それは非常に低いです。全く地方交付税の積算をはるかに下がつたところで学校医の報酬を決めているなんというの、もつとやっぱりちゃんとしてみらわなきゃ困る。これは知事会等もあり、全国知事会等で具体的な問題としてやはり要望していくということも必要だと思っております。この配置の基準を満たしていないということ、報酬のはなはだ低いという点について、大臣の努力を特に切望したいと思うわけです。ちよつと答弁してください。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘の点につきましては、現在でも余り積算単位の費用とかけ離れておる、低いところは、それに近づけるように、関係地方公共団体に指導もいたしておりますけれども、なお、ただいまの御質問の御趣旨を踏まえまして、一層努力をさせていただきますと考えます。

○松永忠二君 ぜひひとつ具体的に、幾分でも向上するようにやってもらいたい。それから、ここで関連して、学校災害補償の問題について少しお聞きをしたい。

これは学校災害補償法というものをつくってこれという要望が実は各団体から出て、特に日弁連とか日本教育法学会、国会の中でもすでに衆議院でもそういう点について検討を進めている。地方教育委員会あたり、あるいは母親大会、自治体でも学災法制定促進全国協議会なんというのをつくって、学校災害補償について格段なやはり前進を図らにいかぬというところが言われているわけですね。事実、学校災害については、なかなか多い、数が。特に一番、御承知のとおり、不満なのは、廃疾、死亡について、非常に充実をすべきじゃないかと言っているんですが、まず一番新しい数字で、一休五十一年度の廃疾、死亡、傷病者の数というのをちよつとみてみてくださいますか、一番新しい。

○政府委員(柳川覺治君) いま五十一年度の一歩新しい実態の資料を持っておりませんので、五十年の状況の資料を申し上げたいと思っております。日本学校安全会が五十年、死亡見舞い金を給付いたしました件数が、小学校七十八、中学六十九、高等学校八十八、高専一、幼稚園四、保育所四、二百四十七件のうち、登下校の際の事故が八十四件でございまして、学校内での事故が百六十三件であったというふうなことでございまして。

○松永忠二君 まあ、その数字なら私も持っていますが、死亡が二百四十七、廃疾が五百六十八、負傷が八十九万、これはもう累年こう数がふえているわけですね、八年、九年、五十年と、こうずっとふえています。

そこで一体、いまの学校安全会のごとに問題点があるのか。どういふふうにお考えですか。

○政府委員(柳川覺治君) 現在、日本学校安全会

の行っております死亡見舞い金あるいは廃疾見舞い金につきましては、年々その増額措置を講じてまいりました。死亡見舞い金は三百万円、廃疾見舞い金は四百万円、この金額は、高等学校を卒業した後に勤務をしたという状態を基礎として算出した額でございます。大抵他の労働者の災害補償保険法によりますところの給付額も、死亡の場合が三百万円、まあ、これは廃疾につきましては年金でございますが、年額が百万円というような——との比較におきまして、死亡見舞い金につきましては、労働者災害補償保険の死亡給付金と見合うところまで額の増額ができたわけでございます。また学校安全会は学校における教育の円滑な実施という観点に立ってこの給付事業を行っております。したがって学校側の管理下における事故すべてに及んでこの安全会の給付がなされるというたてまえを進めておる次第でございます。しかし、この安全会の給付の額だけではなかなか問題が残る面の事故がございます。この場合は、いわゆる国家賠償法等による設置者の賠償責任が問われるという問題があるわけでございます。これにつきましては五十年から学校管理者賠償責任保険というものが市長村会等で行われて、これによりましてそれぞれ設置者が賠償責任を負うという面からの設置者負担につきましては、それぞれ死亡、廃疾等につきまして相当の額の賠償金をその方の支出で行っておるというところの実態でございます。

したがって、学校の起こった事故すべてにつきまして、それぞれそのしかるべき対応の医療費給付あるいは死亡、廃疾の見舞い金等につきまして、さらに今後各方面の要望にこたえるような体制をとっていくという課題が安全会としてもあらうかというように考えておるところでございます。

○松永忠二君 その程度に考えていたんじゃ、とてもじゃないが、いま衆議院で小委員会つくってこの問題の改定をやるというのに、安全会自身の方でも、文部省の方でも、もう少し積極的なその検討が必要じゃないですか。死亡の場合三百万円、これで、働いた場合にその金額が計算できる。どういう計算をしているのか知らぬけれども、われわれ、子供が死んで三百万円ももらったからといって、見舞い金ももらってこれでいいというわけにはなかなかないんじゃないですかね。あるいは、廃疾見舞い金が四百万円から十五万円の中間でしよう。通学の場合にはこれの二分の一ですからね。それから医療費についても、五千円未満は十分の三、五千円以上は十分の四、特にこの最高額十万元以上の場合にはどうこうということを決めてありますが、五年間ですからね。廃疾になった場合に、これで医療費は打ち切られてしまふわけでしょう。私たちも現にそういう子を見ています。たとえば私、熱海の国立の医療のセンター、日体大の子供がやっぱりクラブ活動で鉄棒をやつて、そして腰椎を折つて、全く動きもできない。だから、自然、訴訟が提起されているんですよ。それで弱っているんじゃないんですかね。だから、この金額について、いま問題になっているのは、一体どういふ点を改めてくれというふうに承知しているんですか。

○政府委員(柳川豊治君) 要望の主な理由といたしましては、現行の制度では、学校側の過失を立証しない限り損害賠償が受けられないという、事故の原因の立証が大変困難な問題につきましてその立証の問題があるということが指摘されておりますし、また、学校側に過失がある場合でも、訴訟は時間的に、あるいは経済的に大変不利であるというところがあるわけであります。また、学校側を相手として訴訟が起こることは教育の場として好ましくないという貴重な御意見がございます。また、実際に被害者を救済する判決が出た場合でも、教師の側から学校の教育活動を積極的に進めるといふ、そういう風潮をむしろ逆に消極的な方向に学校教育活動を導く、そういう危険があるというところで、学校はやはり児童、生徒が活力ある学校生活を送っていく上に、学校で起こる災害につきましての補償を厚くして学校の教育活動が活

発な推進が図れるようにすべきであるという御意見が私も受けております。御要望の理由の概要ではないかというように受けとめております。

○松永忠二君 いろいろ問題のある点をいま申されたわけですが、確かに学証責任——学校側の過失立証をしないといけないし、あるいは学証責任の困難性というのがある。あるいは、訴え出ても見舞金という形でくれるものだからなかなかそういう点があれだというふうなことで、要点としては、国の負担で補償してくれというのは一つですね。これについては、学校教育法というのは根拠をいろいろ出しているわけですが、あるいは基本法なんかも。ということで就学の義務があるとか、あるいは指導、懲戒を学校自身が児童にやることのできる。あるいは強制力を伴って仕事をやるというじゃないか、公の義務に従っているというふうな考え方もあって、国家賠償法の一つに当たるといふものがある。国家賠償法の一つに当たるといふものがある。無過失責任主義をとる。それから二番目として、無過失責任主義をとる。いまやっているやり方は全部過失責任というふうなことでやっていることは事実なんです。だから、そういうふうな点が二点。それから、補償額が一千万から千五百万程度、もっと上げてほしい。これは各団体いろいろを言っているけれども、集約してみると国の負担で補償をしてほしい。無過失責任主義をとる。それから第三に、補償額が一千万から千五百万だと、こういうことだと思ふんですがね。私たちも、子供なり生徒なりが災害を受けた、学校で事故が起こった場合においてその責任を立証してからならなければ、いわゆるこの三百万の見舞金をもらうだけであつてもいいではないかというところが問題なんです。だから、ある程度その子供にとっては無過失責任——子供にとっては自分なりの過失でどうこうということはないわけだし、学校の教育なり、あるいはそれに関連したところで事故を起こしているわけだから、子供は無過失責任的な補償をしてもらおう。そういう金額をどこで何とか考えたいということになるわけです。しかし、明らかにどこかに

過失があるということがはっきりした場合においては国はその者を相手取って訴訟を起こせばいいわけです。私は、先生だから過失があつても責任を問わないというふうなことは、それはできない。しかし、子供は何も自分の責任があつてどうこうじゃないんだから、まず無過失責任主義で補償をする、そして明らかにどこかに責任があるということが明確になったら国自身がそれを訴えて出るといふふうなことにして、そのことは別個に考えていく。子供にとっては無過失責任主義をとってもらいたい。

そういう意味ではやはり義務教育という関係が、いろんな関係で国の負担で補償するという考え方に立って、それで補償額は、あなた盛んに言われているけれども、もうすでに議論されているんじゃないですか。たとえば、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の補償額というのは五十二年二月二十五日に施行されて、死亡一時金が千七百七十万、葬祭料四万四千円というんだから、一千万の補償、そういうものももうすでに出ているわけです。だから決して労災がどうのあれがどうのということじゃなくて、不可能ではないし、まあこれはやや違ふけれども、自動車の損害賠償責任保険の保険金額だって一千万、二千万というふうなことになるわけなんです。そのときに三百万や——上がつて三百万、いままでは二百万ですけども。その程度の死亡見舞金でやられたんじゃ親としてみたらね。しかも、子供は別に何にも責任あるわけじゃないのにという気持ちが出てくるのは当然だと思ふんで、やっぱりこれは何とかして解決をしないといけないものだと思うわけですね。

だから、まあ、言うとおりでだんだんこれが充実してないために、たとえば夏のいわゆる海水浴場へ学校が引率するなんてことはもうこのごろはそろそろやめてきた。林間学校へ行つて事故が起こった場合に困る。先生の責任が出てしまう。そこでPTAがかわつてやる。PTAがかわつて事故が起こればまたそこで責任をとらせられる。これ

るつもりはありませんがね、学校安全会ができた当時とは無過失責任というものの考え方がずうっと進んできているわけでしょう。公害なんかの問題も出てきて、無過失責任の考え方に基づく補償というものが出てきたわけなんです。だから、盛んに労災というお話もあるけども、あれは、労働者は自分の賃金を取ってやっているわけでしょう。学童とか生徒というものはそういうものじゃないんだ。しかも特に義務教育なんかは教育をする義務を負荷しているわけなんだから、自分で仕事を望んでやっているわけじゃないんだから。学校に行くことを義務づけられている中でやっているわけですから、だから労災とそれとはもう全然考え方は違わなきゃいけない。それで無過失責任的な補償というものを考えるわけなんですよ。無過失責任的な補償でなければ、いわゆる事故の根拠というものがはっきりしない限りは補償は出せないということになっちゃうわけなんで、その問題を言っているわけなんです。完全な無過失責任でやれということをやっているんじゃない。無過失責任のないいわゆる生徒に対する補償額をやる。しかし現にそれがいづれかに責任ありと断定するものがあるならば、別個にそれは国として訴えて出ていくなり、公共団体として訴えて出ていけばいい、それは後の問題として。だから、完全な無過失責任をやれということじゃないんであって、生徒について無過失責任的な補償をすべきだと、それは、いま言うとおり学校という中でやっていることを考えるときにそういうことがある。それで昔とは大分違ってきている。学校安全会は、それはそれなりの役割を果たしたけども、これはどこまでも共済制度なんだ。金出し合って助け合おうと、結構なことだから国は補助しましょうということでしょう。国は何にも——都道府県とか、そういうものが金出し合っているわけだ、子供に。何もただその仕事を援助する意味でやっているだけであって、もったとえば義務教育なんかについては国のいわゆる補償責任というものを明らかにしていく必要があるのじゃないか。そういう

うことになれば、従来のような学校安全会の補助の仕方では足らぬのじゃないかという議論もそこへは出てくるわけだ。

だから現にその国でもそういう考え方を持っている国があるんでしょう。たとえばフランスとか西ドイツとかイギリスあたりでもなかなかそういうふうな意味のものをやっているわけだ。アメリカのように保険制度の進んだ国は別ですけども、やっぱりそういう考え方をしているのでも、安全会を無にするという意味じゃなしに、安全会に何を分担し、新しいものには何を分担していくのかというように、安全会を中心にしていくのかという考え方の一つは、この際ひとつ検討する必要がある。安全会の一つの分野であるほかに、安全会でも何もかも、いま言った要望がかなえられるというものじゃないということなんですよ。組合わせをしてくる、あるいは一部保険制度も導入していくことも必要でしょう。共済制度も導入していくことも必要である。そしてまた、国の補償的な責任を明らかにしていく、組合わせをしていく。そういう意味では、なかなか非常な努力は必要だと思ふけれども、非常に要望されている点があるし、実際、われわれが見てこれだけの者が死亡、廃疾をしているということになれば、このままにちよつと済ませないということになるので、この点を特に要望しておきたいと思ふ。これは大臣にちよつと見解をお聞きをして、質問を終わります。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘の点につきまして、私の率直な感じを申し上げますと、学校で起こります事故は、やはり、これは、初めから悪意でもってやろうという事故ではなくて、善意に基づく事故でございまして、責任を明らかにすると言いましても、どうしても裁判官にはなかなか心情的に親しみにくい面を持っておるものだと、私もこう判断しております。そこで、いまは現実的な措置として、今年度も共済給付の見舞金をできるだけ増額するという事で努力はしてまいったわけでございますけれども、必ずしもそれが完全に救済しておるという満足いく類になつておらないこともおっしゃるとおりでございますし、いろんな角度からの御議論もありますが、他の制度との関連もございまして、また、やっぱり特に義務教育段階における学校事故というものの対して、ただいま先生御指摘の筆証責任の転換のお話などもきかめて示唆に富んだものでございまして、私もどうもこういつた事故はそのケースをとらえて私も警備を見たり写真を見たりしておりますと非常に心痛むものでございまして、特に死亡の場合とか廃疾の場合のような重度のものに關してはどう改善していったらいいの、いろんなことを踏まえてよく検討をさせていただきたいと、こう考えます。

○小巻敏雄君 文部大臣に、児童、生徒等の健康保持増進というような問題について文部省の施策をお伺いいたします。

昭和四十七年の十二月に保健体育審議会が答申を出しておるわけでありまして。この中では、「心身ともに健康な国民の育成を期する」という目的の達成上、一つは体の問題でありまして、それはひいては心の問題や学力の問題にもつながっているのだというように、この中に触れておるわけでありまして。いまは「あらゆる教育活動の基盤を培う」という表現をしております。それから、学校保健という問題は学校教育の円滑な実施と成果の確保に期するということにも述べておるわけでありまして。その後、文部省の方では何を重点に、どういったふうな施策を進めておられるのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘の保健体育審議会の四十七年の答申におきましては、当面とすべき施策といたしまして五項目ほどの御指摘がございまして、それにつきまして文部省が主な施策措置としてとってきたところにつきましてお答え申し上げます。

まず、児童、生徒等の健康診断並びに就学時の健康診断の内容等につきましては、この審議会の御答申の趣旨を受けまして関係法令の改正を行つて、昭和四十九年度からその実施をいたしておるところでございます。たとえば、就学時の健康診断につきましては、栄養状況の検査等におきまして、肥満傾向で特に注意を要する者の発見に努める等のことも加えたりいたしまして、また児童、生徒の定期の健康診断に当たりましては心臓の疾病及び異常の有無、あるいは新たに尿の検査を加え、腎炎・ネフローゼ等の早期発見に努めるというような改善を図つてまいりました次第でございます。

それから二番目に、学校保健と公害対策の強化につきまして御指摘がございまして、これにつきましましては、健康増進特別事業費補助、いわゆるグリーンスクールの事業でございまして、これを拡充していくというところに取り組んでおりますし、また、昭和四十八年度から新たに学校環境緑化促進事業に必要な経費を補助することとしたしまして、学校の緑化環境を整えていくということの取り組みをいたしておる次第でございます。

三番目に、学校保健センター的な機関の設置についての御指摘がございまして、これにつきまして、この保健指導、保健相談等の機能を財団法人の日本学校保健会において行うことが当面適当であらうということで、新たに日本学校保健会に対しまして補助対象事業を行つていただくようにいたしました。学校保健の普及指導事業、調査研究事業、健康相談事業等をこの保健会を通じて行っているところでございます。

また、児童、生徒の健康診断の一環としての体力に関する検査、あるいは学校環境衛生の基準につきましまして御指摘がございまして、これにつきましては、それぞれ、調査会等で御意見を承りながら、現在検討中でございます。

以上が重立った施策の内容でございます。○小巻敏雄君 文部省では、毎年、保健統計調査というものをやられているわけですね。調査結果から見て、どういう特徴があらわれておるわけですか。

○政府委員(柳川覺治君) 学校保健統計調査の最近の傾向としては、特に虫歯の罹患率が小学校で九四％というように高い比率を持っております。ということ、あるいは目の方の近視の問題が大きな課題になってきておるというような点が指摘されるのではないかと考えています。

○小巻敏雄君 この保健統計調査の見るところで、速報を出しておられるものを私も見たわけですが、速報でも、中学から高校にかけての虫歯と近視というものが、これは大変なパーセンテージになつておるわけでありまして、なおこのほかに、耳鼻咽喉の疾患なんかも、これは非常に多い、またふえていくという状況があるのじゃないですか。

○政府委員(柳川覺治君) 五十一年度の調査結果によりますと、たとえばへんとう肥大、それから鼻及び咽喉炎の問題、この辺の問題が大変罹患率が高うございまして、小学校で両方合わせまして一二％、中学校で七％近い数字というふうな状態がございまして、中耳炎あるいはその他の耳炎の異常の者が小学校で三％、中学校でも二％ほどの状態であるというように、この面の、これはまあ抽出調査でございますが、この辺のところは依然として減少しないという状態が出ておるかと思ひます。

○委員長(宮崎正雄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま小柳勇君が委員を辞任され、その補欠として宮之原貞光君が選任されました。

○小巻敏雄君 これは私の方の耳に入った話であります。新しく養護で赴任をして、僻地とでも言うんですかね、私はそこへ行って見てないんですけれども、福島県の一つの学校へ行つた方が、非常に熱心に子供の健康調査に当たられた。特に指定校になったのでいろいろやってみたというところから、調べれば調べるほどふえてくるわけなんです。専門医なんかがいなくて十分平

常はわかっていない。虫歯なんか本人でもわりあいわかりますから何だけれども、いまも言われたへんとう腹膨大とか、いわゆる蓄膿症というんですかね、ああいったふうなものは非常に罹患率が高くて、自覚しているものもあれば、していないものもあり、一つの調査でずいぶん見つかるような、こういう訴えを受けておることがあるわけです。

ここで伺いますけれども、文部省としては、この保健統計を行う際に、指定校に対して抽出調査をされる。こういうことは、指定校に対してどういふような条件で指定をされるのか。かなり、学校医が、眼科や耳鼻科というようにことになれば専門医がいらないんじゃないかということ、そういう不備なところで行なう調査については具体的な裏づけのある指導が要るんじゃないかと思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、現在、耳鼻咽喉科の方の学校医の設置率は三五％というふうな状態でございますし、先ほど松永先生からも学校医の配置の問題が御指摘になったわけでございますが、実際に全国に目と耳鼻咽喉科の関係のお医者さんの数は、潤沢でないと申しますか、十分でないという状態があるようにございます。医師の総数が十二万六千三百二十七人。これは四十八年現在の数字で恐縮でございますが、そのうち診療所等に勤務しておられる方が六万六千四百五十二人、内科・小児科の関係の開業医をされております方が四万八千六百四十四人、眼科の場合が三千四百六十八人、耳鼻咽喉科が二千六百八十三人というふうな学校医の実態でございます。この辺のことから、それぞれの地域にわたりまして各学校に専門の眼科あるいは耳鼻咽喉科の先生を得るということがなかなか困難だということでございます。この面につきましては、従来特に僻地の学校につきましては巡回診療による施策を進めてきておるということでございますが、御指摘のようにより、平地のところの学校等につきましてもこの面の措置が十分でないというところにつきましては、都道府県全域にわたっての、各県の問題として特別な指導体制がとられるようなことを、都道府県教育委員会を通してお願いをしまいたって

おる次第でございます。

具体的にいま先生御指摘のとおり、学校保健の調査校に指定されますと、そのときにはそれなりの指導体制がとられまして実態が把握される。その実態の把握によって新たな疾病の状態が発見されたというふうな事態が起こるわけでございまして、現在小学校につきましても八分の一の学校を抽出いたしておりますし、中学校につきましても五分の一の学校の抽出ということでございまして、この学校の選定に当たりましては、各県教育委員会におきましてそれぞれの地域の実態を見ながら、毎年重複することのないような配慮のもとに選定がなされておるというように承知しております。

○小巻敏雄君 実は福島県の西白河郡というところの中学校で、たまたま指定校になったので、さあ、やろうとしてみたら、大抵なことじゃないわけですね。町に偏在をしまして、特に眼科、耳鼻科等の専門医師の検診を受けることは困難だと。回りの学校でも、常々専門医師の検診をほとんど受けていないために、わりにかえって気象にやっておるわけですね。歯の疾患状況というものは、大抵市部でも農村部でも大差がなくて、一〇〇％と言っていいくらいになっておる。そうすれば、ほかの病気が違ってそういうことであると思われれば、それでいいけれども、大抵耳鼻科なりあるいは眼科の疾患というものは非常に見つけにくくて、統計的に少数で統計数字が出てきているのじゃないかというふうなことが心配されるわけです。ここで特に専門医の検診を受けた結果というものは、二百八十三人子供がいたようなんですけれども、俗にいう蓄膿症、慢性副鼻腔炎というものが実に三十一名で一％いたというのです。慢性・急性・肥厚性鼻炎の者が十名いた。それでへんとう腹膨大の者が十二名、難聴・中耳炎の者が六名、合計五十九人、二〇・八％の疾患が発見されているし、これは一般的な傾向ではないのかということをおの人は言

つておるわけです。これを治療する段になると長時間にわたるわけですし、ほうっておけば教育上の弊害も、これは当然予想されるというわけでありまして、ところが、この西白河郡というところから生徒が通おうとすれば二、三キロ、遠い者で十キロくらいになる。それでもこうして発見をしたから治療に手を付けるわけでありまして、けれども、たまたま指定校になって特別な状況で検診をやらなければわかっていないというふうな状況が訴えられておるわけでありまして、この点ではひとつ専門医に検診をやらせるように各都道府県に対して、特別なお願いと申されるんではないかと、具体的に内容を明示して指導される必要があるんじゃないでしょうか。その点はこの指定校の場合にどういふような特別な措置を要請をされておるのか。それからまたこれについての状況に合わせた経費なんかについての裏づけは見ておられるのかということも伺いをしておきます。

○政府委員(柳川覺治君) 調査統計の指定校になったというこのために、特別の専門医の派遣等の措置を国としてはいままでとってきておりませんが、各県におかれまして指定校に對しましては、そういうときには専門医を派遣して実態の調査に資するというところで対応しておるというところでございます。まあ、僻地の学校につきましても、学校医等の配置が困難であるというところで、医師派遣の助成措置をいたしておりますが、それ以外のところにつきまして直接助成の施策でもってさらに補っていくというふうなことにございましては、いままでのところ実現いたしております。

○小巻敏雄君 医師派遣の助成措置というものはどの程度やっておられるわけですか。予算額なり学校数なりなんかな。

○政府委員(柳川覺治君) 僻地学校保健管理費補助といたしまして、昭和五十二年予算では三千六百八十八万八千円を組んでございまして、また僻地学校の、これと違って違いますが、保健室等の整備費補助といたしまして二千二百三十五万五千

円の補助金を組んでおるということでございまして。

○小巻敏雄君 ぜひともこの各府県が行う特別な措置ということについては、そのスタンダードを明示をして、そして裏づけを拡大をしてやっていただきたいと思うわけでありまして、私のところに入っておるこの中学校の場合にも、派遣をしてもらうというふうにならなかつたら非常に苦勞したというのが具体的な内容になっておると思うのです。で、各府県で必ずしも取り扱いも違うのではないかと、まあ、こういう点も見て、ぜひともこの点は逐年改善をしていただきたいと思うわけですから、まあ、展望としてはどうなっているのかね。

○政府委員(柳川覺治君) 五十二年度に医師、歯科医師の派遣が延べ七千三百七十二人が派遣できるといふ積算になってございまして、学校薬剤師につきましても千四百八十八人の派遣がされていただけたという積算でございまして、これは前年度に比しまして若干の増員でございまして、前年度、医師、歯科医師につきましても七千七百七十二人でございまして、約二百人ほどの増員が図られた。また薬剤師につきましても百人足らずの増員がなされたということ。そのほかにそれぞれの派遣旅費、謝金等の単価アップをいたしておるというところでございます。いま先生御指摘の問題は、あるいは僻地だけに限らない問題であらうかというふうにも感じますので、この辺は実態を十分さらに調査させていただきまして考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○小巻敏雄君 さらに虫歯の話について二、三お伺いしたいわけですが、この調査速報を見ても九十何％という子供が虫歯を持っておるわけですが、治療していない部分が非常に多いのじゃないでしょうか。ここにあらわれておる状況でも、この治療の問題とそれから抜歯をする必要のあるような場合の対策というものが急がれなくちやならぬじゃないかと思ひます。歯医者まで半日かかって行って、三十秒の治療とはオーバーかも

教育の荒廢を克服し、憲法・教育基本法に基づく民主教育の確立に関する請願(六通)
請願者 滋賀県甲賀郡甲南町竜法師 林長

司外五千二百十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三二八二号 昭和五十二年四月八日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 鹿兒島県熊毛郡上屋久町志戸子七

二 西田登外四百四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三二八三号 昭和五十二年四月八日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 千葉県野田市清水四五〇 浦辺総

一郎外四千八百九十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三二八四号 昭和五十二年四月八日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町野田間坂九

小谷千枝子外九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三二三号 昭和五十二年四月八日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(二通)

請願者 滋賀県東浅井郡びわ町益田八一五

橋本博子外百九十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三五四号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 千葉市園生町一、一二七ノ一 大

高幸雄外千八百八十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三五六号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(七通)

請願者 富山県水見市島尾二、〇四二 竹

田千枝子外六千五百名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三七〇号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(八通)

請願者 富山市田中町一五 橋本哲外七千

五百六十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三三四四号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(七通)

請願者 岩手県水沢市表小路一ノ二五四

佐藤フミ子外五千九百四十五名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三四三三三号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(二通)

請願者 兵庫県洲本市上内膳一三九ノ一

船越敬子外二千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三四三六号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 新潟県五泉市吉沢一ノ六ノ九ノ一

一 斎藤市雄外五百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三四三七号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(二通)

請願者 大分市東春日町八ノ一三 高橋威

外二千九百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三四四五号 昭和五十二年四月九日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(四通)

請願者 千葉県船橋市飯山満町一ノ八一四

小川扶美江外三千九百九十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三四五二号 昭和五十二年四月十一日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町四天木乙

二、七五八 花沢よね子外七百九

名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三五二六号 昭和五十二年四月十一日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 千葉県富津市花輪九三 田中文三

外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三五二七号 昭和五十二年四月十一日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡大東町摺沢町摺沢

駅五八 小原忠雄外九百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三五五八号 昭和五十二年四月十一日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(三通)

請願者 大分市市沼口六〇〇ノ一 佐藤信

夫外三千二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三六四一号 昭和五十二年四月十二日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 鹿兒島県熊毛郡上屋久町一湊 兵

頭昌明外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三六四二号 昭和五十二年四月十二日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願

請願者 滋賀県草津市矢倉町三八五 遠藤

信美外六千九百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三六四三三号 昭和五十二年四月十二日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく

民主教育の確立に関する請願(六通)

請願者 大分市願徳町一ノ一二ノ一五 桜

木寿外五千六百七十三名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三六六八号 昭和五十二年四月十二日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく
民主教育の確立に関する請願(四通)

請願者 北海道紋別郡上湧別町中湧別 松

田直幸外八千七百一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三八〇五号 昭和五十二年四月十四日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく
民主教育の確立に関する請願(四通)

請願者 岩手県盛岡市安倍館町二ノ二四

武田喜美外三千三百三十五名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三八一一号 昭和五十二年四月十四日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく
民主教育の確立に関する請願(四通)

請願者 千葉県木更津市岩根四ノ一ノ一

六 樋口照雄外三千九百九十九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三八一四号 昭和五十二年四月十四日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく
民主教育の確立に関する請願

請願者 北海道恵庭市泉町一 伊藤敏外三

千名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三八二五号 昭和五十二年四月十四日受理

教育の荒廃を克服し、憲法・教育基本法に基づく
民主教育の確立に関する請願

請願者 愛知県豊橋市八町通五ノ九六 下

沢茂子外三千九百九十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二九七一号と同じである。

第三二八〇号 昭和五十二年四月八日受理

私学の学費値上げ抑制、大規模国庫助成等に関する
請願

請願者 新潟県三島郡三島町脇野町 古見

富治外千六百名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第三六四〇号 昭和五十二年四月十二日受理

私学の学費値上げ抑制、大規模国庫助成等に関する
請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町奥 駒形定

夫外九百九十一名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第三八〇六号 昭和五十二年四月十四日受理

私学の学費値上げ抑制、大規模国庫助成等に関する
請願

請願者 新潟県十日町市田川町二丁目 岡

元松男外九百六十六名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七三七号と同じである。

第三二八一号 昭和五十二年四月八日受理

私学に対する大規模公費助成に関する請願(四通)

請願者 山形県東置賜郡高畠町中島 大木

佑介外四千六百五十五名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第三四三二号 昭和五十二年四月九日受理

私学に対する大規模公費助成に関する請願

請願者 埼玉県入間郡鶴ヶ島町上新田一六

〇 鈴木兼一外七千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第三四四二号 昭和五十二年四月九日受理

大規模な学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸三ノ七 浅沼建

樹外千八百二十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第三八〇一号 昭和五十二年四月十四日受理

大規模な学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草閑屋敷町深草寮

内 小田公生外六百七十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

昭和五十二年五月十三日印刷

昭和五十二年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局